



みんなのひたの  
広報紙

2022  
January

1

[お知らせ版]

広報ひた  
1月15日号 No.1267



Hita public relations magazine

日田市役所	☎②3 1 1 1	天瀬振興局	☎⑤7 8 2 0 1
大山振興局	☎⑤2 3 1 0 1	前津江振興局	☎⑤3 2 1 1 1
中津江振興局	☎⑤4 3 1 1 1	上津江振興局	☎⑤5 2 0 1 1



今月は、市県民税第4期、国民健康保険税第10期、介護保険料・後期高齢者保険料第7期の納付月です。納期内の納付をお願いします。

## 子育て世帯への臨時特別支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援するため、高校生までの子供がいる世帯に対し、臨時特別支援給付金を支給します。



### ▶対象者（申請必要）

- ①令和3年9月分の児童手当の支給を受けている公務員  
※公務員以外の方は令和3年12月27日に支給済みです。
  - ②令和3年9月30日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ（高校生等）の児童を養育している人
  - ③令和3年9月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童がいる人
- ※①②③とも保護者（生計を維持する程度の高い人）の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満であること。

### ▶給付額 児童一人当たり一律10万円

▶申請方法 申請用紙を記入の上、下記に提出  
※申請用紙は市ホームページでダウンロードするか、下記窓口で受け取ってください（郵送も可）。

### ▶申請場所

こども家庭相談室、各振興局・振興センター

### ▶申請期限（必着）

①②… 2月28日(月)、③… 4月15日(金)

※①②申請者の令和3年9月30日時点の住民登録地の市町村で申請してください。

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金の申請を受け付けています。

### 【ひとり親世帯分】

- ①令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人（令和3年4月28日支給済み）
- ②公的年金等を受給していることで児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になっている人



### 【ひとり親以外の子育て世帯分】

#### ▶養育要件

- ①令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている人（令和3年度の市民税が非課税の人は令和3年7月30日支給済み）
- ②令和3年5月分以降の児童手当又は特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた人



- ③平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童を養育している人

### ▶所得要件

- ①令和3年度分の市民税が非課税の人
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度分の市民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人
- ※養育要件のいずれかに該当し、かつ所得要件のいずれかに該当する人に支給。

※既にひとり親世帯分の支給を受けている人は対象外。

### ▶給付額 児童一人当たり一律5万円

▶申請場所 こども家庭相談室

▶申請期限 2月28日(月)

※詳細は下記にお問い合わせください。

☎こども家庭相談室こども家庭相談係  
☎②8 2 9 2（市役所1階）